

会社法第 782 条第 1 項及び第 794 条第 1 項に
定める事前備置書類
(吸収分割に関する事前備置書類)

2022 年 11 月 14 日

株式会社新潟放送
株式会社新潟放送分割準備会社

2022年11月14日

会社法第782条第1項及び同法第794条第1項に定める備置書類
(吸収分割に関する事前備置書類)

新潟県新潟市中央区川岸町三丁目18番地
株式会社新潟放送
代表取締役社長 佐藤 隆夫

新潟県新潟市中央区川岸町三丁目18番地
株式会社新潟放送分割準備会社
代表取締役社長 佐藤 隆夫

株式会社新潟放送（以下「新潟放送」といいます）と新潟放送の完全子会社である株式会社新潟放送分割準備会社（以下「分割準備会社」といいます）とは、新潟放送を吸収分割会社とし、分割準備会社を吸収分割承継会社として、新潟放送がそのグループ経営管理事業を除く一切の事業に関して有する権利義務を、2023年4月1日を効力発生日として、分割準備会社に承継させる吸収分割（以下、「本吸収分割」といいます）を行う旨の吸収分割契約を2022年10月7日に、契約内容の変更を目的として、吸収分割契約書に係る覚書を2022年10月28日に締結しました。

本吸収分割を行うに際して、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条並びに会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 本吸収分割契約の内容

新潟放送と分割準備会社が2022年10月7日付で締結した吸収分割契約書及び2022年10月28日付で締結した吸収分割契約書に係る覚書は、別紙1のとおりです。

2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

(1) 交付する株式数に関する事項

吸収分割承継会社である分割準備会社は新潟放送の100%子会社であり、本吸収分割に際して普通株式1,800株を発行し、これを全て新潟放送に割当交付いたします。新潟放送は分割準備会社の発行株式の全てを保有しており、また、本吸収分割に際して分割準備会社が発行する全ての株式が新潟放送に割当交付されることから、これを任意に定めることができるものと認められるため、両社協議の上、新潟放送に対して交付される本分割準備会社の株式数を決定したものであ

り、相当であると判断しております。

(2) 資本金及び準備金の額に関する事項

本吸収分割により増加する分割準備会社の資本金及び準備金の額は、本吸収分割後の分割準備会社の事業内容及び規模、新潟放送から承継する権利義務等を勘案の上、会社計算規則にしたがい、以下のとおりとしており、その内容は相当であると判断しております。

①	資本金の額	金 90,000,000 円
②	資本準備金の額	金 25,000,000 円
③	利益準備金の額	金 0 円

3. 吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等及び吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

別紙2をご参照ください。

4. 吸収分割会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

(1) 吸収分割会社について

新潟放送の2022年3月31日現在の貸借対照表における資産の額及び負債の額は、それぞれ13,942百万円及び1,551百万円であり、本吸収分割によって、新潟放送が分割準備会社に承継させる予定の資産の額及び負債の額の見込額は、2022年3月31日現在、それぞれ6,103百万円及び750百万円であります。

また、2022年3月31日から現在に至るまで、新潟放送の資産の額及び負債の額並びに新潟放送が分割準備会社に承継させる予定の資産の額及び負債の額の見込額に大きな変動をもたらす事象は生じておらず、本吸収分割の効力発生日までにそのような事態が発生することも現在想定されておりません。したがって、本吸収分割の効力発生日以後の新潟放送の資産の額は負債を上回ることが見込まれております。

また、本吸収分割の効力発生日以後の新潟放送の収益及びキャッシュフローの

状況について、新潟放送の債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は、現在想定されておられません。

以上より、本吸収分割の効力発生日以後においても、新潟放送の債務の履行の見込みがあるものと判断しました。

(2) 吸収分割承継会社について

分割準備会社は2022年9月5日に設立され、その成立の日の貸借対照表における資産の額及び負債の額はそれぞれ10百万円及び0円であり、本吸収分割によって、分割準備会社が新潟放送から承継する予定の資産の額及び負債の額の見込額は、2022年3月31日現在、それぞれ6,103百万円及び750百万円です。

また、2022年9月5日から現在に至るまで、分割準備会社の資産の額及び負債の額並びに分割準備会社が新潟放送から承継する予定の資産の額及び負債の額の見込み額に大きな変動をもたらす事象は生じておらず、本吸収分割の効力発生日までにそのような事態が発生することも現在想定されておられません。したがって、本吸収分割の効力発生日以後の分割準備会社の資産の額は負債の額を十分上回ることが見込まれております。

また、本吸収分割の効力発生日以後の分割準備会社の収益及びキャッシュフローの状況について、分割準備会社の債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は、現在想定されておられません。

以上より、本吸収分割の効力発生日以後においても、分割準備会社の債務の履行の見込みがあるものと判断しました。

以上

別紙 1

吸収分割契約の内容



吸収分割契約書

株式会社新潟放送（以下「甲」という。）と株式会社新潟放送分割準備会社（以下「乙」という。）とは、甲が第1条に定める事業に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に関し、2022年10月7日付けで、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、本契約の定めに従い、吸収分割の方法により、甲のグループ経営管理事業を除く一切の事業（以下「承継対象事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させ、乙は、これを甲から承継する。

第2条（当事者の商号及び住所）

本吸収分割にかかる、吸収分割会社と吸収分割承継会社の商号及び住所は以下のとおりである。

（甲）吸収分割会社

商号：株式会社新潟放送（ただし、2023年4月1日付で「株式会社BSNメディアホールディングス」に商号変更予定）

住所：新潟県新潟市中央区川岸町三丁目18番地

（乙）吸収分割承継会社

商号：株式会社新潟放送分割準備会社（ただし、2023年4月1日付で「株式会社新潟放送」に商号変更予定）

住所：新潟県新潟市中央区川岸町三丁目18番地

第3条（承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

1. 乙が本吸収分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。なお、承継対象権利義務の承継につき、関係官庁その他の関係者の許認可、承諾、同意等を要するものについては、当該許認可ないし承諾等を条件として、承継対象権利義務を本吸収分割に際して承継させるものとする。
2. 甲から乙への本吸収分割による債務の承継については、重疊的債務引受の方法によるものとする。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。

第4条（吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本吸収分割に際して、甲に対し、乙の普通株式1,800株を発行し、その全てを承継対象権利義務に代わり割当交付する。

第5条（乙の資本金及び準備金の額）

本吸収分割により増加する乙の資本金及び準備金の額は、以下のとおりとする。ただし、本吸収分割がその効力を生ずる日における承継対象事業における資産及び負債の状態により、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

- | | |
|-------------|----------------|
| (1) 資本金の額 | 金 100,000,000円 |
| (2) 資本準備金の額 | 金 25,000,000円 |
| (3) 利益準備金の額 | 金 0円 |

第6条（効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2023年4月1日とする。ただし、本吸収分割の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

第7条（株主総会の承認）

1. 甲は、効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約の承認および本吸収分割に必要な事項に関する決議を求める。ただし、手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。
2. 乙は、効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約の承認および本吸収分割に必要な事項に関する決議を求める。ただし、手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

第8条（競業禁止義務）

甲は、本吸収分割にかかわらず、効力発生日後においても、承継対象事業について、法令によるか否かを問わず、一切競業禁止義務を負わない。

第9条（前提条件）

効力の発生は、以下に定める全ての条件が充足されていることを前提条件とする。

- (1) 第7条第1項に定める甲の株主総会及び同条第2項に定める乙の株主総会において本契約の承認及び本吸収分割に必要な事項に関する決議が得られていること
- (2) 甲が認定放送持株会社となるために必要な関係官庁からの許認可等、乙が特定地上基幹放送局となるために必要な関係官庁からの許認可等、並びに、甲及び乙において本吸収分割に必要な関係官庁からの許認可等が得られていること

第10条（条件の変更及び解除）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲若しくは乙の資産状態若しくは経営状態に重要な変動が生じた場合、又は本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本吸収分割の目的の達成が困難となった場合には、協議・合意の上、本吸収分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（協議事項）

本契約に定めなき事項及び本契約に関する疑義については、甲及び乙は、誠意をもって協議の上、これを解決する。

(以下余白)

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各1通を保有する

2022年10月7日

甲： 新潟県新潟市中央区川岸町三丁目18番地
株式会社新潟放送
代表取締役社長 佐藤 隆夫



乙： 新潟県新潟市中央区川岸町三丁目18番地
株式会社新潟放送分割準備会社
代表取締役社長 佐藤 隆夫



(別紙) 承継権利義務明細表

1. 承継の対象となる資産

承継対象事業に係る一切の資産。ただし、以下のものを除く。

- (1) 現金及び預金（ただし、現金及び預金10億円を控除した金額とする。）
- (2) 本社（所在地：新潟県新潟市中央区川岸町三丁目18番地）の土地
- (3) 古町ルフル（所在地：新潟県新潟市中央区古町通7番町1010）の前払費用、土地、建物、建物附属設備及びこれに付随する有形・無形固定資産
- (4) 土地（所在地：新潟県新潟市中央区上大川前通7番町1168-1、栃木県那須郡那須町大字湯本213-1717）
- (5) 関係会社株式（ただし、株式会社サンビデオ映像を除く。）及び投資有価証券（ただし、取引先持株会（サトウ食品持株会、ブルボン柏湧会）で所有するサトウ食品株式、ブルボン株式を除く。）
- (6) 甲が保有する全ての株式に係る本効力発生日の前日までに基準日が到来する剰余金配当請求権
- (7) 受取手形、売掛金、未収入金、長期貸付金
- (8) 上記資産に係る繰延税金資産

2. 承継の対象となる債務

承継対象事業に係る一切の債務。ただし、以下のものを除く。

- (1) 未払代理店手数料
- (2) 未払金
- (3) 設備関係未払金
- (4) 未払法人税等
- (5) 未払事業所税
- (6) 未払消費税等
- (7) 古町ルフルの前受金、預り保証金
- (8) 預り金（ただし、源泉税に係るものに限る。）
- (9) 長期未払金
- (10) 上記債務に係る繰延税金負債

3. 承継の対象となる労働契約等

(1) 雇用契約

効力発生日の直前において、甲に在籍しているすべての従業員（出向者を含む。）に係る労働契約上の地位、及び当該契約に基づき発生する権利義務の一切。

4. 承継の対象となるその他の権利義務等

(1) 知的財産権

承継対象事業に属する特許、実用新案権、商標、意匠、著作に関する権利を含む一切の知的財産。

(2) 雇用契約以外の契約

効力発生日の直前において甲が締結している承継対象事業に係る一切の契約。ただし、以下のもの、法人格が変わることに対し移転が認められないもの、契約上移転できないもの、許認可等の再取得が必要なもののうち本吸収分割の効力発生日までに必要な対応が完了しなかったもの及び甲が引き続き保有する必要があるものを除く。

- ① 会計監査人との間で締結した監査契約及びこれに付帯または関連する契約
- ② 株主名簿管理人との間で締結した株主名簿管理人委託契約及びこれに付帯または関連する契約
- ③ 金融機関との間で締結した甲の株式事務のための預金口座に関する契約
- ④ 証券会社との間で締結した一切の契約及びこれに附帯又は関連する契約（ただし、上場株式の取引等に係る契約、「株式会社新潟放送（担保口）口座」に係る契約及びこれらに附帯又は関連する契約を除く）
- ⑤ 甲が発行する有価証券の株式会社東京証券取引所への上場に関連して締結した上場契約及びこれに附帯又は関連する契約
- ⑥ 甲の役員を対象とする会社役員賠償責任保険その他保険に関する契約及びこれに附帯又は関連する契約
- ⑦ 古町ルフルの建物に係る契約
- ⑧ 新潟県新潟市中央区上大川前通7番町1168-1の土地に係る契約
- ⑨ 甲のグループ経営管理事業にかかる契約

(3) 許認可等

承継対象事業に属する免許、許可、認可、承認、登録、届出等のうち法令上承継可能なもの。ただし、甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。

5. 承継の対象となる権利義務の変更

本契約締結後、効力発生日に至るまでの間に、承継対象事業を乙に承継するために必要となった場合、承継対象事業の承継によって甲又は乙のいずれかに想定外の出損その他業務運営上の支障を生じることが判明した場合には、必要に応じて甲乙間で協議・合意の上、本別紙「承継権利義務明細表」の内容を変更することができる。

以上





吸収分割契約書に係る覚書

株式会社新潟放送（以下「甲」という。）と株式会社新潟放送分割準備会社（以下「乙」という。）とは、甲乙間で締結した2022年10月7日付吸収分割契約書（以下「原契約」という。）に関し、次のとおり吸収分割契約書に係る覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。原契約において定義された用語は、本覚書で別段の定めがない限り、本覚書において同じ意義を有する。

第1条（本吸収分割により増加する乙の資本金の変更）

甲及び乙は、原契約第5条に規定する、本吸収分割により増加する乙の資本金を、次のとおり変更する（下線は変更箇所）。

変更前 (1) 資本金の額 金 100,000,000 円

変更後 (1) 資本金の額 金 90,000,000 円

第2条（その他の条項）

本覚書に定める事項を除き、原契約の規定及び条件は一切変更されず、本覚書に定めのない事項に関しては、原契約による。

第3条（協議事項）

本覚書に定める条項の解釈に疑義が生じた場合は、本覚書の趣旨に従って、甲乙協議の上定める。

第4条（効力発生日）

本覚書は、2022年10月28日より効力が発生するものとする。

(以下余白)

本覚書締結の証として、本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各1通を保有する。

2022年10月28日

甲： 新潟県新潟市中央区川岸町三丁目18番地
株式会社新潟放送
代表取締役社長 佐藤 隆夫



乙： 新潟県新潟市中央区川岸町三丁目18番地
株式会社新潟放送分割準備会社
代表取締役社長 佐藤 隆夫



別紙 2-1

新潟放送の最終事業年度に
係る計算書類等の内容

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、各種イベントや行事が中止または延期で経済活動が制限を受け、厳しい状況となりました。これにより企業収益や雇用・所得環境も依然として厳しい状態が続きました。ワクチン接種の普及による感染者数の減少や各種経済施策の効果もあり、一時的に緩やかな回復基調も見られましたが、新たな変異株の急速な拡大に加え、ウクライナ情勢の悪化による原油価格の高騰、株価と為替の急変動などにより、経済の冷え込みが懸念され、景気の先行きは不透明な状況が続いています。

このような状況の中で、当期の営業収益は57億7千1百万円と、前期に比べ1.8%の増収となりました。利益面におきましては、営業費用は増加となったものの、経常利益は3億8千5百万円と、前期に比べ9.0%の増益となりました。最終的な当期純利益でも3億5千5百万円と、前期に比べ35.2%の増益となりました。

部門別の概況は次のとおりであります。

ラジオ部門

当期ラジオ収入は、前期比1.4%増の6億6千9百万円となりました。スポット出稿は大幅な減少となりましたが、レギュラータイムを中心にタイム出稿が堅調に推移し、売り上げを押し上げました。

番組では2021年4月、数年ぶりの大きな改編を実施しました。朝の時間帯の「石塚かおりのBrand newday」はパーソナリティーを固定し、コーナーも整理したことにより、情報だけでなく音楽も楽しめる番組になりました。また、2020年のFMPORT閉局に伴いスタートさせた2番組のうち、遠藤麻理の「四畳半スタジオ」は30分拡大させ、金曜日の放送も始めました。一方、土曜日午後からの放送だった「立石勇生SUNNYSIDE」は、開始を午前10時からと早め、5時間の生放送番組としました。

番組改編の効果に在宅時間増加の影響も加わり、BSNラジオのradiko（ラジオ放送がパソコンやスマートフォンで聴けるサービス）の1か月の再生回数は、12月と2月に月間130万回を超えて前年比の2.2倍、一昨年比の4倍超となり、全国のラジオ局の中でも顕著な伸びとなりました。

ウイルス禍の中、「ラジオ放送+YouTube配信」の取り組みにいっそう力を入れました。7月

の「BSN夏ラジオ～祭～」では、6時間の生放送で配信動画の再生回数は2万回を超え、前年の1.5倍に達しました。また、10月の衆院選では、ラジオ特別番組「なんぐ・りせこの開票天国」もYouTubeで配信しました。再生回数は1万2000回に達し、ローカル局の配信番組では異例の再生回数を記録しました。

災害時の情報収集ツールとして、ラジオ放送の体制強化も進めています。2022年3月16日に東北で震度6強、県内で最大震度5弱を観測した地震では、発生から15分後に緊急放送に切り替え速報しました。radikoの再生回数は通常時の3倍を超えました。

地震や大雨などの災害が相次ぐ中、ラジオの存在が改めて見直されています。音声コンテンツとしてだけでなく、相性が良いとされるSNSなどとの連携もさらに図り、新たなリスナーの獲得を目指します。

テレビ部門

当期におけるテレビ収入は、前期比3.3%増の46億2千8百万円となりました。これは、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、大きく落ち込んだ前期に比べ、収益の柱となるスポット収入が一部で回復基調を見せたことが主な要因です。

番組制作については、放送11年目を迎えたゴールデンタイムのレギュラー番組「水曜見ナイト」（水曜午後7時～8時）では、メインパーソナリティーの伊勢みずほらが県境の人々との触れ合いを描くシリーズ「県境から行ってみずほ」を放送しました。また、地域の人から地元で活躍している3名の顔写真を手に入れ、聞き込みをしながら3名を探し出す「クイズわが町ビンゴ3」、県内企業の知られざる逸品を紹介する「浮かばれたいコレクション」をスタートさせました。これまでよりもバラエティの演出を強化し、番組の年間平均視聴率(世帯)は11%を超え、東京キー局の番組と比べても遜色ない実績を上げました。さらに、民放公式テレビポータル「TVer」での番組配信を行い、視聴者層の増加を図りました。

土曜お昼のレギュラー番組「土曜ランチTV なじラテ。」（土曜午後0時10分～午後2時）では、飲食店の味の秘密を探る「グルメ大捜査」が、飲食業界からも注目されるほど評判となり、看板コーナーとなりました。レポートは、新潟の女性タレント3名を新たに起用し、個性を生かした演出となっています。また、視聴者アンケートなどをもとに様々なテーマで「ベスト10」を当てるクイズ「なじラ10」は、視聴者との双方向性を意識したコーナーとして好評を博しています。番組の視聴率は同時間帯1～2位と堅調に推移しています。

民間放送教育協会のドキュメンタリー番組「日本のチカラ」（日曜午前5時45分～6時15分）の制作にも力を入れました。6月に全国放送した阿賀町の室谷青年会を取材した番組は青年会がスパイスを栽培し、オリジナルレトルトカレーを販売することで、地域に貢献する思いを伝えました。また、11月に全国放送した津南町の特産ユリづくりは地元農家と観光業界がタッグを組んで特産ユリを町おこしにつなげようという活動を描いた番組でした。

ネット番組ではTBS制作のドラマが好調を維持しました。特に日曜よる9時に放送している日

曜劇場は今期4作品の平均視聴率が世帯で15.4%を超える高視聴率をマーク。中でも4月期に放送した「ドラゴン桜」の最終回は21.4%を獲得しました。また、日曜よりに放送中の「バナナマンのせっかくグルメ」においては、BSN新潟放送がロケ地となり「BSN社員がおすすめるせっかく接待グルメ」が放送されました。この回の放送は年度の番組平均視聴率12.1%を大きく上回る17.0%を獲得するなど、県民から大きな反響を頂きました。

報道部門では、6年目を迎えた平日夕方のレギュラー番組「BSN NEWS ゆうなび」(月・金 午後6時15分)は、「あなたの『声』を明日につなぐ」をコンセプトに情報発信を強化しました。特に新型コロナウイルス関連では、厳しい環境に置かれた感染者や医療従事者、飲食店などの不安な声を丁寧にすくいあげるよう心がけ、支援のあり方など社会で考えるきっかけとなるよう努めました。番組の年間平均視聴率は世帯で8.8%、個人全体で5.2%と、いずれも前期より1ポイント上昇しました。また、隔週の金曜日に若手企業家・渋谷修太氏を新たにコメンテーターに起用し、「今、に切り込む調査コーナー「どーいん新潟+(プラス)」を立ち上げました。放送後はアフタートークと称して、より時間をかけてテーマを掘り下げるユーチューブ配信も実施し、地上波とウェブのコラボにも力をいれました。

日々伝えるニュースを土台にした報道番組「ゆうなびスペシャル」の制作も継続しました。今期に放送した番組は、「おらがまちの華」(5月放送)、「回顧2021」(12月放送)、「雪国でそんなバナナ!」(2月放送)、「つながる一食」(3月放送)「あの日見た夢」(3月放送)の計5本に上りました。

報道部門では独自の視点で事実を明らかにすることで信頼性を高め、これまで以上に親しみやすく分かりやすいニュースの発信に努めてまいります。コロナ禍1年目で在宅率が上昇した2020年度と比較して、テレビ全体の視聴率が下がった中、自社制作番組「ゆうなび」、「水曜見ナイト」、「なじラテ。」の3番組は視聴率を伸ばすことができました。今後も県民のニーズをくみ取り、双方向性を意識した番組制作・編成に努めていきます。

その他の部門

当期におけるその他の部門の収入は、前期比11.0%減の4億7千3百万円となりました。引き続き当期も人を集める催事に関しては新型コロナウイルスの感染状況を鑑みながらの開催となりました。上期に新潟県立万代島美術館で開催しました「大地のハンター展-陸の上にも4億年-」は混雑を避けるため30分あたり200人の入場制限を設けるなどの感染症予防対策を実施する中、夏休みのお子様連れを中心に4万4,000人に来場していただきました。ハードオフエコスタジアム新潟で開催したプロ野球公式戦「横浜DeNAベイスターズ対東京ヤクルトスワローズ」は入場率最大50%の制限下での初めての大型スポーツイベントとなりました。5名以下のグループディスタンスでのチケット販売、声援の禁止、規制退場の実施など様々な角度から感染症予防を徹底しました。アルコールの提供は午後8時までとウィズコロナ時代に則した開催様式で、大きなトラブルも無く、1万人余りのプロ野球ファンで賑わいました。下期には入場制限が無い

中でイベントを開催することができました。「BSN新潟放送開局70周年記念事業 反田恭平ジャパン・ナショナル・オーケストラ2020ツアー」はショパン国際ピアノコンクールで2位に入賞した直後だったこともあり、会場のりゅーとぴあコンサートホールは立見席を含め満席となる1,990席が完売、多くのお客様に楽しんでいただくことができました。

また、デジタル分野としてBSNアプリがサービス開始から3年で、ダウンロード数約9万に達しました。9割以上が県内ユーザーです。当期は、ダウンロード数の促進に加え、新潟県警と連携し「ひかるくん・ひかりちゃん安心メール」のPUSH通知配信、自社の健康寿命延伸キャンペーン「にいがたケンジュプロジェクト」と連携し歩数計機能を追加するなどコンテンツの充実を図りました。また、トライアル企画として地元アイドルグループNGT48メンバーを起用した動画「NGT48の新潟スイーツ部」を制作し、公式YouTubeやアプリで配信して新たなマネタイズにも挑戦しました。

VR映像制作では長岡工業高等専門学校「バーチャルキャンパス構築業務」を受託し、「長岡高専VRキャンパスツアー」を制作しました。ドローン映像の制作はテレビ番組「そらなび」の放送を軸に、アーカイブした4K映像を自社ホームページを通じて一般販売したほか、再編集した番組をBS-TBSに販売しました。

BSNが「にいがたデジタルコンテンツ推進協議会」のメンバーとして参加した新潟県の「消費喚起・需要拡大プロジェクト」では、酒と花火をテーマにVtuberを起用した番組を制作し、2月に配信しました。

そのほか、持続可能な開発目標（SDGs）達成のためにも力を注ぎました。「BSNキッズプロジェクト」「BSN愛の募金」「BSNにいがた@防災」を活動の柱として、ゴール3「すべての人に健康と福祉を」ゴール4「質の高い教育をみんなに」ゴール8「働きがいも経済成長も」ゴール16「平和と公正をすべての人に」ゴール17「パートナーシップで目標を達成しよう」を重点目標に掲げて活動しています。2021年2月22日SDGメディア・コンパクトへの加盟をきっかけに、SDGsの県民への浸透をめざす活動を本格化させています。BSNニュース「ゆうなび」では「新潟からSDGs」と題して県内の様々な取り組みを紹介。また、ラジオとキッズプロジェクトのホームページ連動企画「はぐくむコラム」ではSDGs専門家をゲストに迎え、自分たちで取り組めるSDGsについて伝えています。リアルイベントでは、県内の図書館を会場に、絵本を通してSDGsについて親子で話し合うワークショップを開催。約80名の小学生親子が参加しました。2022年2月には「第1回BSN SDGs WEEK」を実施し、1週間にわたって、ラジオ・テレビの番組でSDGsについて放送。アナウンサー・パーソナリティ17名をそれぞれのゴールの担当として、「わたしのアクション」を表明し、視聴者にSDGsを自分ごととするきっかけとしてもらいました。これからも県内企業や団体とのパートナーシップで、地域の問題解決に努めます。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流 動 資 産	4,257,498	流 動 負 債	1,036,148
現金及び預金	2,634,795	代理店未払金	203,927
受取手形	165	未払金	271,613
売掛金	1,048,714	設備関係未払金	261,918
未収入金	414,552	未払法人税等	39,808
貯蔵品	3,328	契約負債	9,052
その他	156,673	賞与引当金	133,740
貸倒引当金	△731	その他	116,086
固 定 資 産	9,684,636	固 定 負 債	514,878
有 形 固 定 資 産	3,966,156	リース債務	152,465
建物	1,489,862	長期未払金	19,740
構築物	209,825	繰延税金負債	342,213
機械及び装置	602,056	その他	459
車両及び運搬具	1,253	負 債 合 計	1,551,027
工具器具及び備品	43,351	(純資産の部)	
土地	1,401,249	株 主 資 本	12,144,176
リース資産	32,837	資 本	300,000
建設仮勘定	185,719	資 本 剰 余 金	5,750
無 形 固 定 資 産	307,800	資 本 準 備 金	5,750
借地権	3,830	利 益 剰 余 金	11,839,231
ソフトウェア	139,009	利 益 準 備 金	75,000
リース資産	148,284	その他利益剰余金	11,764,231
その他	16,676	放送設備更新積立金	2,000,000
投 資 其 他 の 資 産	5,410,680	社屋改修積立金	800,000
投資有価証券	3,040,219	別 途 積 立 金	8,108,400
関係会社株式	263,463	繰越利益剰余金	855,831
差入保証金	14,274	自 己 株 式	△805
美術用品	212,168	評 価 ・ 換 算 差 額 等	246,931
前払年金費用	1,824,766	その他有価証券評価差額金	246,931
その他	81,652	純 資 産 合 計	12,391,108
貸倒引当金	△25,864	負 債 及 び 純 資 産 合 計	13,942,135
資 産 合 計	13,942,135		

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書

自 2021年4月1日

至 2022年3月31日

科 目	金 額	
	千円	千円
営業収入	669,829	
営業外収入	4,628,112	
	473,813	5,771,755
営業費用	2,292,099	
営業外費用	353,172	
	2,645,271	2,645,272
営業利益		3,126,482
営業外利益	1,759,421	
	1,086,958	2,846,379
営業利益		280,103
営業外利益	102,225	
	20,003	122,229
営業外費用	369	
	16,346	16,716
営業利益		385,616
営業外利益	0	
	260,000	260,000
営業外損失	8,067	
	39,312	
	454	
	0	47,833
税引前当期純利益		597,782
法人税・住民税及び事業税	42,800	
法人税等調整額	199,140	
当期純利益		241,941
		355,841

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

項 目	株 主 資 本						
	資本金 (千円)	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金 (千円)	利益準備金 (千円)	その他利益剰余金			
				放送設備 更新積立金 (千円)	社屋改修 積立金 (千円)	別途積立金 (千円)	繰越利益 剰余金 (千円)
2021年4月1日残高	300,000	5,750	75,000	1,700,000	600,000	8,108,400	1,052,480
事業年度中変動額							
放送設備更新積立金の積立				300,000			△300,000
社屋改修積立金の積立					200,000		△200,000
剰余金の配当							△52,490
当期純利益							355,841
株主資本以外の項目の 事業年度中変動額 (純額)							
事業年度中変動額合計	-	-	-	300,000	200,000	-	△196,649
2022年3月31日残高	300,000	5,750	75,000	2,000,000	800,000	8,108,400	855,831

項 目	株 主 資 本			評価・換算差額等	純資産合計 (千円)
	利益剰余金	自己株式 (千円)	株主資本合計 (千円)	その他有価証券 評価差額金 (千円)	
	利益剰余金 合計 (千円)				
2021年4月1日残高	11,535,880	△805	11,840,826	432,690	12,273,516
事業年度中変動額					
放送設備更新積立金の積立	-		-		-
社屋改修積立金の積立	-		-		-
剰余金の配当	△52,490		△52,490		△52,490
当期純利益	355,841		355,841		355,841
株主資本以外の項目の 事業年度中変動額 (純額)				△185,759	△185,759
事業年度中変動額合計	303,350	-	303,350	△185,759	117,591
2022年3月31日残高	11,839,231	△805	12,144,176	246,931	12,391,108

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法によっております。

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

(自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用)

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れ損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

また、当社は当事業年度末において、年金資産の額が退職給付債務に未認識数理計算上の差異を加減した額を超えているため、前払年金費用として投資その他の資産に表示しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社はテレビ及びラジオ放送事業を主な事業としております。主な履行義務は顧客との契約に基づき、視聴者及び聴取者に番組と広告を放送することであり、放送された時点で収益を認識しております。

(会計方針の変更)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、顧客との約束が財又はサービスを他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、代理人として純額で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当事業年度より「受取手形」及び「売掛金」にそれぞれ区分表示し、「流動負債 その他」に表示していた「前受金」は当事業年度より「契約負債」に区分表示しております。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当年度から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的取扱いに従って時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価に適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

なお、計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

計算書類の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは以下のとおりであります。

①繰延税金資産の回収可能性

当年度計上額

繰延税金資産 156,758千円

繰延税金負債 498,971千円

繰延税金資産は毎期、過去の課税所得の推移や将来の課税所得の見込等を勘案し、回収可能性を慎重に検討し計上しております。回収の実現性が低いと判断した場合には適正と考えられる金額へ減額する可能性があります。

②固定資産の減損

当年度計上額

減損損失 8,067千円

固定資産については、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、減損処理の要否を検討しております。資産計上した放送機器等について、事業環境の悪化等で当初想定した投資回収が見込めなくなり、減損の必要性を認識した場合には、固定資産の減損処理を実施する可能性があります。

(貸借対照表の注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	7,522,134千円
有形固定資産の減損損失累計額	11,633千円

2. 関係会社に対するものが次のとおり含まれております。

短期債権	15,727千円
------	----------

短期債務	62,969千円
------	----------

3. 担保に供している資産

定期預金	100,000千円
------	-----------

建物	668,495千円
----	-----------

土地	1,047,429千円
----	-------------

(注) 定期預金は関係会社及び従業員の借入金の保証として担保に供しております。

建物・土地は借入金の担保に供しております。

4. 保証債務等

保証債務	新潟放送従業員借入金	25,394千円
------	------------	----------

(損益計算書の注記)

関係会社との取引

営業取引による取引高

売上高 87,281千円

仕入高 473,950千円

営業取引以外の取引高 674千円

(株主資本等変動計算書の注記)

1. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 1,102株

2. 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 6,000,000株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	種類	配当金総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月24日定時株主総会	普通株式	22,495	3.75	2021年 3月31日	2021年 6月25日
2021年11月12日取締役会	普通株式	29,994	5.00	2021年 9月30日	2021年 12月3日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
2022年6月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

① 配当金の総額 29,994千円

② 1株当たり配当額 5.00円

(普通配当3.75円 記念配当1.25円)

③ 基準日 2022年3月31日

④ 効力発生日 2022年6月24日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

- (2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク
 営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。
 営業債務である未払金は、ほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理
 当社は、営業債権については、財務部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。
- ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理
 当社は、財務部が有価証券又は投資有価証券について、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。
- ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理
 当社は、財務部が資金繰り計画を作成するなどの方法により流動性リスクを管理しております。
- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
 金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	2,932,745	2,932,745	—
(2) リース債務(※1)			
(1年以内に返済予定のものを含む)	(195,827)	(195,827)	—

(※1)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 「時価の算定に関する会計基準」等の適用に伴い、「現金及び預金」及び、短期間で決済される「受取手形及び売掛金」、「未払金」及び「設備関係未払金」は時価が帳簿価額に近似しているため注記を省略しております。

(注1)市場価格のない株式等である金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	107,473

上記については、市場価格のない株式等であるため、「(1)投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

(注2)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
受取手形	165	-	-	-
売掛金	1,048,714	-	-	-
投資有価証券	-	175,849	9,684	-
合計	1,048,879	175,849	9,684	-

(注3)リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
リース債務	43,362	40,426	35,397	31,805	44,835
合計	43,362	40,426	35,397	31,805	44,835

3. 金融商品の時価に適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できないインプットを使用して算定した時価

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	2,932,745	—	—	2,932,745
資産計	2,932,745	—	—	2,932,745

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース債務 (1年以内に返済予定のものを含む)	—	195,827	—	195,827
資産計	—	195,827	—	195,827

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式、公社債、投資信託を相場価格を用いて評価しております。これらは活発な市場で取引されているためそのじかをレベル1の時価に分類しております。

リース債務 (1年以内に返済予定のものを含む)

元利金の合計額を同様の新規リースを行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金損金算入限度超過額	40,790千円
株式評価損	14,509千円
ゴルフ会員権評価額	9,807千円
繰越欠損金	470,375千円
その他	29,342千円
繰延税金資産小計	564,825千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△382,909千円
将来性減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△25,157千円
評価性引当額小計	△408,067千円
繰延税金資産合計	156,758千円
繰延税金負債	
退職給付引当金繰入額	△393,156千円
その他有価証券評価差額金	△105,815千円
繰延税金負債合計	△498,971千円
繰延税金負債の純額	342,213千円

税務上の繰越欠損金およびその繰延税金資産の繰越期限別の金額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超	合計
税務上の繰越欠損金*	—	470,375	—	—	470,375
評価性引当額	—	△382,909	—	—	△382,909
繰延税金資産	—	87,466	—	—	87,466

* 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、放送設備、車輛等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当事業年度
一時点で移転される財又はサービス	5,718,581
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	53,173
売上高	5,771,755

2. 収益を理解するための基盤となる情報

収益を理解するための基盤となる情報は「(重要な会計方針に係る事項) 5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当年度及び翌年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	1,613,356	1,463,431
契約負債	5,810	9,052

② 残存履行義務に配分した取引価額

当社においては、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 2,065円56銭
- 1株当たり当期純利益 59円32銭

独立監査人の監査報告書

2022年5月9日

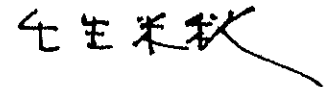
株式会社新潟放送
取締役会 御中

新宿監査法人

東京都新宿区

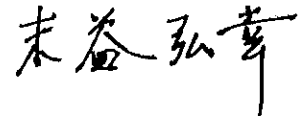
指定社員
業務執行社員

公認会計士



指定社員
業務執行社員

公認会計士



監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社新潟放送の2021年4月1日から2022年3月31日までの第92期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第92期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づく審議の結果、監査役会員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、監査役の監査実施状況の報告、監査意見の交換、取締役会の議題等の審議を行うほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が策定した監査監査基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な諸会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。また、重要な決裁書類等を閲覧し、全ての事業所において業務及び財産の状況等を調査したほか、子会社の取締役等と意思疎通を図り、事業の報告を受けるとともに、必要に応じて説明を求めました。そして、関係会社の監査役とはグループ監査役連絡会を開き、情報交換を図りました。
 - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）に関しては、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③ 会計監査人による当社及び子会社の監査において、インターネット等を経由した手段を活用しながら、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、会計監査人が独立の立場を保持し適正な監査を実施しているかを監視及び検証しました。また、会計監査人から会社計算規則第131条に基づく職務の遂行に関する報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法により、第92期事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。





2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であり、当該体制の整備及び運用の状況について指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人新沼監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月12日

株式会社新沼放送監査役会

常勤監査役 小原 弘志 
監査役 高橋 道映 
監査役 瀬賀 弥平 
監査役 和田 晋弥 

(注) 監査役瀬賀弥平及び監査役和田晋弥は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

別紙 2-2

分割準備会社の設立の日における
貸借対照表の内容

貸借対照表

(2022年9月5日現在)

(単位：円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		純資産の部	
流動資産	10,000,000	株主資本	10,000,000
現金及び預金	10,000,000	資本金	10,000,000
資産合計	10,000,000	負債純資産合計	10,000,000